

平成 23 年

嬉野市議会臨時会会議録

第 3 回
開会：平成 23 年 12 月 26 日
閉会：平成 23 年 12 月 26 日

嬉野市議会

平成 23 年

嬉野市議会臨時会会議録

平成 23 年 12 月 26 日
(第 1 日目)

嬉野市議会

平成23年第3回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	平成23年12月26日					
招集場所	嬉野市議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成23年12月26日 午前10時00分			議長 太田重喜	
	散会	平成23年12月26日 午後10時57分			議長 太田重喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1番	辻 浩一	出	10番	副島 孝裕	出
	2番	山口 忠孝	出	11番	田中 政司	出
	3番	田中 平一郎	出	12番	織田 菊男	出
	4番	山下 芳郎	出	13番	神近 勝彦	出
	5番	山口 政人	出	14番	田口 好秋	出
	6番	小田 寛之	出	15番	西村 信夫	出
	7番	大島 恒典	出	16番	平野 昭義	出
	8番	梶原 睦也	出	17番	山口 要	出
	9番	園田 浩之	欠	18番	太田 重喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	西田 茂
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	坂本 健二	学校教育課長	
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	永江 邦弘
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	坂口 典子
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	三根 清和
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	
	会計管理者	田中 明	茶業振興課長	
	総務課長	小野 彰一	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	
	市民課長		水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	土田 辰良
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第3回嬉野市議会臨時会議事日程

平成23年12月26日（火）

本会議第1日目

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長提出議案の一括上程・提案理由の説明
議案第86号 嬉野市営駐車場条例の一部改正について
議案第87号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案質疑
議案第86号 嬉野市営駐車場条例の一部改正について
議案第87号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 討論・採決
議案第86号 嬉野市営駐車場条例の一部改正について
議案第87号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

午前10時00分開会

○議長（太田重喜君）

おはようございます。

本日、嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、お忙しい中御参集いただきまして、御苦労さまでございます。

本日は、園田浩之議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に、3番 田中平一郎議員、4番 山下芳郎議員、5番 山口政人議員を今会期中指名いたします。

日程第2、嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりで

ありますので御了承願います。

日程第3、議案第86号 嬉野市営駐車場条例の一部改正について及び議案第87号平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）までを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さま、おはようございます。年末の大変ご多忙の中に臨時議会をお願いいたしましてありがとうございました。また、先の議会で議決いただきました案件につきましては、速やかに執行できるように努力をいたしておりますので、今後とも議員の皆さま方のご支援をお願い申しあげるところでございます。

それでは、本日第3回臨時会に提案いたしました議案について、ご説明申し上げたいと思います。

このたび嬉野市議会臨時会を招集し、条例の一部改正等の議案につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第86号「嬉野市営駐車場条例の一部改正について」につきましては、嬉野市営シーボルトの湯第1駐車場及び第2駐車場を廃止するため、条例の一部を改正するものがございます。

次に、議案第87号「平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

歳出では、地域及び観光客の利便性を図るために駐車場等の整備として、第二笹屋跡地、花月跡地の購入費8,732万円、駐車場等整備費に272万円を計上いたしております。

一方、歳入では、「シーボルトの湯」第1・第2駐車場の売払収入5,772万2千円、財政調整基金3,251万8千円が主なもので、歳入・歳出総額にそれぞれ9,004万円を追加し、補正後の予算総額を130億4,716万3千円とするものがございます。

以上、簡単ではございますが、議案の概要説明を終わります。詳細につきましては、担当部長が説明いたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（太田重喜君）

これで、提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬真君）

みなさん、おはようございます。それでは、議案の中身についてですねご説明いたしたいと思っております。まず議案第86号でございますが、先ほど市長が申しましたとおり嬉野市営駐車場条例の一部改正でございます。理由といたしましては、シーボルトの湯の第1及び第2駐車場を廃止をいたしますので、その為の条例の改正が必要であるということでございます。

中身につきましては、議案の資料をお配りしておりますけれども議案の資料の中にですね、1ページに新旧対照表を付けております。その新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

左側が改正案でございますが、右側の原稿の中にシーボルトの湯の第1駐車場及び第2駐車場の全てを削りまして、それ以外のものを今回改正案として提出をするものでございます。

次に、議案第87号 嬉野市一般会計補正予算（第5号）の中身についてご説明申し上げます。補正予算第5号の、まず歳入の事項別明細書の4ページからお願いいたします。事項別明細書の4ページ商工使用料シーボルトの湯第1・第2駐車場、△20万円でございますが、これにつきましては駐車場の廃止に伴いまして、来年1月から3月までの収入が減額になるという事で、一応見込みの収入減でございます。それと同じく5ページでございます。シーボルトの湯の第1・第2駐車場の売却に伴いまして、5,770万2千円が入るわけですが、これにつきましては、面積が1,543平方メートル、坪でいきますと467坪でございます。この位置関係につきましては、別冊の23年度の嬉野市一般会計補正予算（第5号）説明資料(面積)位置図というのを付けております。これに、1ページ目がそれぞれの面積、そして2ページ目が色付きの図面を添付いたしておりますので、参考にご覧になっていただければと思います。実質的には交換になりますけれども、形式上は売買としてしか取り扱いができないという事でございますので、これは売却に伴う収入を計上いたしております。

次に歳出でございます。商工費7ページでございます。よろしく申し上げます。商工費の5目観光施設費、これ補正を9,004万円お願いいたしております。内訳につきましては、11番需用費に16万円の補正でございます。これにつきましては、消耗品といたしまして第二笹屋跡地の整備に伴いまして応急的な整備が必要であるということでございまして、工事用のピカピカ光りますチューブライト、夜間安全を守る為にチューブライトとかそれからカラーコーン、電気ドラムそれとか反射テープとかが必要でございますので、今回計上いたしております。それと13の委託料21万円でございますが、これにつきましては、看板製作業務でございます。これにつきましては、まず第二笹屋跡地に新しい看板表示が必要でございます。まず、ここは仮の駐車場であるという表示とそれからあの現在、第1・第2駐車場への誘導看板を設置を致しておりますけれども、これにつきましては急いで場所の変更等が必要でございますので、既設の看板等の書き換え等の委託も含まれております。それから、15工事請負費235万円でございます。これにつきましては、現在ある第1・第2駐車場のパーキングシステムを撤去する必要がありますので、2カ所分の撤去費用が110万円でございます。それと、仮設駐車場の整備でございますが105万円を計上いたしております。これにつきましては、現在真砂土で整地をしてそれなりに転圧をされておりますけれども、まだまだ少しく雨によって流れたり致しておりますのでクラッシュラン、砂利等でですね転圧をして仮設の駐車場等として利用できるように整備をしたいと考えております。臨時電源設備節20万円でございますが、これにつきましては、あそこに電源がございませんので電柱から正式に線を引まして工事の配線をしていきたいというふうに思っております。次に17番の公有財産購入費でございます。8,732万円ござ

います。これにつきましては、駐車場等の用地として第二笹屋の跡地 1996.49 平方メートル並びに花月の跡地 337.62 平方メートル、合計の 2334.11 平方メートル坪になおしますと約 706 坪ございますがこの分について購入をする為の費用でございます。以上、ご説明申し上げます。

○議長(太田重喜君)

これで、議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第 86 号及び第 87 号の 2 議案につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第 86 号及び第 87 号の 2 議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 4、議案質疑を行います。

まず、議案第 86 号嬉野市営駐車場条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第 86 号の質疑を終わります。

次に議案第 87 号 嬉野市一般会計補正予算(第 5 号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(太田重喜君)

山口要議員。

○17番(山口要君)

今回、購入にあたって 3,251 万 8 千円補正で、財政調整基金繰入金から手当てをしておられるわけなんですけれども、別に基金として土地開発基金というのが 38,024 万円あります。これについては、土地の先行取得というか形の中で基金を積み立てておられると思うわけなんですけれども、今回土地開発基金という形ではなく、財調という形で充当されたその事に対する理由、もう一つは土地開発基金というのは、どのような形で目的を持って積み上げられているのか、併せてお答えをいただきたいと思えます。それともう一つ、実は坪単価計算致しました所、第二笹屋跡地、花月跡地両方併せて大体坪単価 12 万 3682 円で、松園、福田医院あわせた土地の坪単価が 12 万 3597 円という計算になりますけれども、そこらへんの工事価格との差異についてもう一度ご説明いただきたいと思えます。

○議長(太田重喜君)

ただ今の質問に答弁を求めます。財政課長。

○財政課長(筒井保君)

お答えいたします。まず、土地開発基金の目的でございますけれども先ほど議員が申されましたように、公共用地の土地の先行取得の部分に係る分で習得充当の財源としてしてるわけなんですけれども、この土地開発基金につきましては、定額運用型でございますので、条

例上は 37,000 万円ちょっとです。現在、基金の残額は 38,000 万円程度の利息等がつきまして、そういう形で基金としては残っておりますけれども、今まで土地開発公社ができましたからは、この基金条例を使った事例は今のところは、使った事例はございますけれども、あまりこの基金を使っている状況ではございません。それから今回財調を本財源で充てたわけなんですけれども、これにつきましては、土地開発基金を使いますと先行取得ですので、予算書は、この中には土地の取得の部分については計上されてこないんですけれども、売払い収入とこの商工費の中の付帯工事が約 270 万程度ございますので、それだけ計上という予算財務会計の予算の中に計上という形になりますけれども、やはり今回購入と売払いがございましたので、その部分も含めまして一括でご説明申し上げたが良かったかなと思ひまして、今回は財政調整基金で財源の手当てをおこなっている所でございます。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

産業建設部長。

○産業建設部長(一ノ瀬真君)

お答え申し上げます。まずは、坪単価 12 万 3 千円の件でございますが、これにつきましては、相手方といいますが、第二笹屋のですね跡地の部分の評価、固定資産税価格評価によって、相手方がその価格で交換をお願いしたいという申し出がございましたので、その価格で計算を致しておりますので、ほぼ同じ価格という事でございます。以上です。

「おなじ?」「はい。12 万 3 千円でしょう。」「いや。第二笹屋の所が割り出した時には 3,682 円、シーボルトの湯の分が 12 万 3,597 円。」「はい。」「

この端数につきましてはですね、正確には平方メートルでですね一番最後の円まで計算しておりますので、坪で行きますと若干端数の関係で 100 円未満の方が若干違ってきますけれども、基本的には平方メートルコンマいくらまで計算しておりますので、単価は一緒ということでございます。

○議長(太田重喜君)

山口 要 議員

○17番(山口要君)

はい。それでは前段の部分ですけれども、先ほど財政課長のお答えによりますと、今回はいろんな付帯したものがあから、財調を使ったというお答をいただきましたけれども、じゃあ、それが無かったとした場合については、土地開発基金というのは充当できるわけなんですかね。そこらへんの所をもう一度確認したいわけです。自由に使える土地開発基金なのかそれとももうある程度規制のある土地開発基金なのかという事についてお答えを頂きたい。それと、もうひとつ今回この購入にあたって移転登記というのはいつされるのか。と言いますのが、この例規集を見ました時に、移転登記、今日仮に可決したと致しましても移転登記、1 月 1 日が期限と言いますか、になりますので間に合わないという気がするわけです。とした場合については、当然第二笹屋の跡地については相手方に対する固定資産税が生じてくると思ひまして、この減免措置見ました時にも、そこらへんの該当する措置がなんにも載っていない、だからそこらへんについて併せてお答えをしていただきたいと思います。

○議長(太田重喜君)

財政課長。

○財政課長(筒井保君)

お答えいたします。まず土地開発基金の規制でございますけれども、特段規制についてはございません。また、今回、財政調整基金で財源を充当いたしておりますけれども、土地開発基金で購入をいたしましても、いずれまた一般会計の方でこの土地の分を買い戻しをする形になりますので、予算がその分買い戻しの、買い戻しと申しますか、基金から買うわけなんですけれども、その財源が当然予算の中に計上されてくることになりますので、今回は先ほども申しましたように売り買いがございましたので、一括してこういう形で予算を組んだ所でございます。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

産業振興部長。

○産業建設部長(一ノ瀬真君)

〔先に、税務課〕と呼ぶ声あり。〕

あ、税務課ですか。

○議長(太田重喜君)

税務課長。

○税務課長(坂口典子君)

お答えいたします。先ほどの用地買収の件についての課税の分についてはどうなっておりますかというお尋ねでございますけれども、この分につきましては、公共事業の用地買収については、一応、売買契約の締結を年度内に済んでいる分については実際は、名義が変わったということとみなして、地方税法の 348 条の規定に基づきまして非課税の取扱いをいたします。そういう事で非課税とみなします。以上です。

○議長(太田重喜君)

産業振興部長。

○産業建設部長(一ノ瀬真君)

登記の時期についてでございますけれども、本日議決を頂くのであれば、すぐに契約を結びたいという風に考えております。契約ができて、契約書の内容につきましては、お金を支払った後に、書類は全部揃えて同時に登記の申請をおこなうという風な契約書を交わす予定でございますので、おそらく 1 月に登記をお願いすることになるという事でございます。

○議長(太田重喜君)

山口 要 議員

○17番(山口要君)

あの、じゃあ例規集を見ても解らなかったということですね。地方税法の 3 百、

〔「348 条です」と呼ぶ声あり〕

解りました。はい。じゃあ、良いです。

○議長(太田重喜君)

平野 昭義議員

○16番(平野昭義君)

私は、この件については、山口議員と同じように全面的に良かったなという事で賛成をいたします。ただ、少し立場を変えて少し質問しますと、まずシーボルトの湯についてですね、これは観光関係になるかと思えますけれども、まずシーボルトの湯の購入された時期からずっとしてですね、建設費等、その費用合計がいままでいくら入っているのか。おそらくもう忘れてしまっているか方もおられるか解りませんから、その金額が解っておられたら教えてください。それから、あのパーキングシステムですか、出入りする所の駐車料金が上の方にはまっておりますけれども、今回もどうせ下の第二笹屋のどこにもはめなければならんと思っておりますけれども、この費用を235万ですかね全部で、これをもとにしてからまた新しくするのはではなく、その古いものを活用した方が、私としてはお金がかからないのではないかと、いったん処分してからですねまた新しくすれば、また新規で金があると、当然あそこは約2,000平方メートルありますから、必ずシステムが必要かと思えます。パミットの方法は、私が聞いた所は、従業員の方の駐車場とそういうように聞いております。そういう事で、そこまでは、一つの繋がりで、もう一点はですね今後あれだけの駐車場ができますから大型バスは入りませんが、おそらくマイクロバスぐらいは入りと思います。私が言いたい事は観光客ですね。結局ただお湯に入って帰るのではなくして、そこに旅館ですね。それから、その方々を志田焼博物館とか伝建地区の視察、見物されるとかそういう風な事までこの機に新しく心を入れ替えてしてもらっても良いのではないかと思いますけど、そこら辺について担当の方どうですかね。

○議長(太田重喜君)

観光商工課長。

○観光商工課長(三根清和君)

お答え申し上げます。まず1点目の現シーボルトの湯の経費という事でございますけれども、まずあその土地を購入しております、対岸の温泉公園もひっくるめてですね。正確な数字は後でお示ししたいと思いますけれども、1億2,000万程度だったと思います。それから、シーボルトの湯の建物ですね、設備等で3億3,000万程度でございます。約5億程度、両方で掛かっているんじゃないかと思います。それからパーキングシステムでございますが、今2台ついておりますので、これは一時保管致しましてまた再利用の予定でございます。1台はインターの前のパーキングシステムが調子悪いという事でこちらに一つ、それから第二笹屋の跡地にまた1台を据え付けるということを考えています。それから、土地の有効利用というお話でございます。当面駐車場の代替駐車場として使用しますが、ちょっとまた橋の工事もございますので、そういう資材置き場等にもしばらくは使用せないかと思えます。後はどうやってここを使用するかというのは、市民の皆さま方のご意見、後はいろんな専門家の方のご意見をいただきながら皆の知恵でいろんなものができ上って行けばと思っていま

す。

○議長(太田重喜君)

平野昭義議員。

○16番(平野昭義君)

今、大体わかりましたけれども、この間ですな温泉組合の方の役員さんと私達との会合がありました。その中でですね、その組合の人は、市も、市議員あたりがもっとどんどんこういう組合に入ってくれんですかという話があってありました。しかし、こういう補助団体の役員には私達は入れないという話もあります。こういうことをする機会に、おそらく来年ぐらいは橋も良くなりましょう。こういう事をを含めて、よく山口議員さんが言われる、温泉も減ってきたと集客が減ってきたと、これを機にですね上向きにするという元気・勇気を出さないといかんよ。と役員さんにも言いました。もっと自分達が本気になってしっかりやらんと、なんか市におんぶに抱っこじゃないですかという感じも見受けますから。そういう点では、三根課長、連携をしてやってください。やっぱり見る人は見るわけですよ。特に塩田町の人から言わせれば、嬉野町にばっかい金つかいよるやっかという言い分もありますから。そういう事が無いように頑張って、温泉組合の方にもそう言ってください。私もちょっと憎まれ口ばかり言いましたけれども、そういう風にやりますという答えがありました。議案と少しずれましたけれども頼りにしていますから頑張ってください。よろしく答弁をお願いします。

○議長(太田重喜君)

観光商工課長。

○観光商工課長(三根清和君)

はい、お答えいたします。今ですね、観光協会もいろんな議員さんとの語る会も実施されていましてけれども。その中で、観光協会も頑張っておられます。ま、これこの前も言いましたけど、塩田の方もメンバーとして入っていただいておりますのでこの利用はですね、どういう風がいいのかですね、一番良いのか市民みんな考えて行きたいと。でまあ、やはり元気じゃなくて、賑わいをあそこで作りだしたいと思っていますので。という事で答弁とさせていただきます。

(「はい。おわり」と呼び者あり)

○議長(太田重喜君)

はい。西村信夫議員。

○15番(西村信夫君)

まず、最初の山口議員の質問に関連致しますけれども、今回の第二笹屋の跡地については、シーボルトの湯を利用される方につきましては非常に利便性の良い駐車場の確保になるという事を冒頭に申し上げておきたいと思っております。その中で、第二笹屋の単価でございますけれども、12万3,600円程度と思っておりますけれども。あそこはですね、評価価格に対しての単価だと思っておりますけれども、路線価格についてはどのような価格になっているのかそ

の点まずお尋ねしたいと思います。それから今回の議案の中で、24時間以内の無料という事となっておりますけれども、以前は、改正前は2時間前は無料だったかと思っておりますけれども、でどういう風な見解をお持ちなのかと、「(「そいは、もう一つ前」と呼ぶ者あり) あっ、もうひとつ前でしたね。はい、解りました。そこのあたりは、議案、担当課の方に後でお尋ねしたいと思います。そこら辺は、まず一点求めたいと思います。

○議長(太田重喜君)

答弁を求めます。税務課長。

○税務課長(坂口典子君)

はい。お答えいたします。先ほどの質問に対して、路線化の分は、5万と200円の単価で計算させていただいております。

○議長(太田重喜君)

西村信夫議員。

○15番(西村信夫君)

評価価格は、12万3,600円程度ですけれども、5万と500円程度ですかね。3,000円ですか。「(「違う違う、200円」と呼ぶ者あり) 平方メートルで、「(「平方メートル単価でございます。」と呼ぶ者あり。) 平方メートル単価ですね。その辺りですね、周辺については、一番高い所ではどこのあたりが一番路線価格が、高い、評価されているのか、そのあたりをもう1回お尋ねしたいと思っておりますけれども、併せてですね、まずその点、お尋ねしたいと思っております。

○議長(太田重喜君)

暫時休憩致します。

○議長(太田重喜君)

再開致します。西村議員。

○15番(西村信夫君)

はい。今の件につきましては、担当課にお尋ねしたいと思っております。以上です。

○議長(太田重喜君)

他にございませんか。はい。田中政司議員。

○11番(田中政司君)

あの一点だけ、確認をしたいと思っております。今回土地の購入に関しましては、私も一般質問しましたし、大変有意義なと言いますか、使い方をしていただきたいという風に思う訳ですが、今回補助金等は使わず、全くの一般財源で市が購入をするわけですが、今後これを利用していくにあたって、ここが地目が宅地になっているわけですよね。例えば、公園を作る、あるいは建物を作る、駐車場で整備をする、どういう使い方をするにせよですよ、そういう制限、市が購入をして市が建物を建てたりそういう風な事をするにせよですよ、制限、そういう制限があるのかなのかそういう点についてどこまで研究をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長(太田重喜君)

観光商工課長。

○観光商工課長(三根清和君)

お答えいたします。まああの、今現況宅地で登記上もなっております。いろんな使い方になってくるかと思えますけれども、そのままの地目ではないかと思っています。市が何かを作った場合のご質問でございますけれども、あの補助によってはですね、いろんな国の支援によっては目的でいろいろ使えますので、例えば今あの合併特例債を使っておりますけれども、収益な面とかありますので、そういう風なことでもできるような、国の支援を見つけ出してですね、そのような建物なんかも作って行かなければいけないと、土地についてはですね、いろんな制限があるという事はないと思います。以上です。

○議長(太田重喜君)

田中議員。

○11番(田中政司君)

はい。

○議長(太田重喜君)

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長(中尾嘉伸君)

関連がありますので、私の方からお答えを致します。今、現在前回の議会で補正をお願い致しまして、社会資本総合整備計画を立てております。まあ、先程、三根課長もお答えいたしました。内容によってはですね、これからどういう風にしていくんだという事でしょうけれども、その施設の中身そういった等々につきましては、社会資本総合整備の計画に入れればですね、そういった交付金事業による整備、そういったのも可能かという風に考えて思います。ただ、現在まだ全くの白紙という事でございますので、これからですね、何が該当するのか、そういったのはこれから詰めて行きたいと思えますけれども、基本的には施設の内容によっては、それで拾われるのかなという気はしております。以上です。

(「いいです。」と呼ぶ者あり。)

○議長(太田重喜君)

良いですか。田中議員。

○11番(田中政司君)

これからですね。いかにしていくかという事が大事な所だと思う訳ですけれども、先ほど、課長も申されましたけれども、地元の方、周辺・地域の方・そこら辺の関係者の方あるいは有識者の方等の意見を聞いて、要するにその一番有効的に使えるような利用の仕方をですね、ぜひ今後研究をしていただきたいと思いますし、よろしく願いしておきます。その点ですね、一番確認したかたのが、例えばですね。建物を今回購入をしそこら辺の制限があるのかないのかですね。お聞きをしたかったという事です。有効利用できるような案というのをぜひ出していただきたいと思います。以上です。

○議長(太田重喜君)

答弁は。「いいです。」と呼ぶ者あり。)他にありませんか。副島議員

○10番(副島孝裕君)

あの、何人かの議員が質疑をされました、私も今回の議案提出にしましては非常に市有財産として出来たという事は、結果的には良かったなと思っております。実際第二笹屋の跡地を見に行きまして、意外と川の傍まで奥行きがあつて、予想以上に広いなと感じました。それで、まず一点は当初市長から説明を受けた時には、花月の跡地については、何も言及されなかったもので、その点が一つ、その時の説明で差額が2,000万超と言われましたが、議案資料を見れば、その差額が3,000万超という事でその辺の差が大きかった点、それとですねすっきりしないと申しますか、ぜひ市長にお答をさせていただきたいのが、本年度第一回の一般質問で先ほど田中政司議員がお話しされましたが、一般質問でも問うたと言われましたが、これははっきり第二笹屋の跡地について、嬉野市として購入をしたかどうかという一般質問での提案がありまして、この時の答弁でさまざまな情報がある事は聞いておると、貴重な土地でもあり民間の観光施設が建設され観光拠点となる事がベストであるという事で、一応市としては購入のつもりはないというお話をされておりましたので、その辺の事も含めてですね市長にお尋ねをしたいと思ひます。答弁を求めます。

○議長(太田重喜君)

答弁を求めます。市長。

○市長(谷口太一郎君)

お答を申し上げます。まず、1点目の花月の件でございますけれども、これは私どもも最初から一体でという事で話をしておりましたので、当然、第二笹屋さんがお持ちだった物件という事で話を致しておった所でございまして、全部含んでいたという事で説明をしたつもりでございました。それから、2点目でございますけれども、予算の件でございますけれども、議員の皆さん方に説明をするという段階で打ち合わせをさせていただいてそれである金額的にですね担当課の方から話を聞いたわけでございます、一応2,000万強という事で、予算的に3,000万となっておりますが、2,000万から相当こう乗って行くという風な事でお話しをさせていただいたつもりでございます。それから、3点目でございますけれども、それぞれの地権者の話も耳に入ってきた所でございまして、いわゆる再開をされるか、取り壊されるかというそういう風な事は全然わかっていなかった段階でございまして、そういう点では有効利用をされるという事で判断をしていた所です。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

副島議員

○10番(副島孝裕君)

その議事録によれば、民間の観光施設で有効利用されれば良いというような御答弁があっ

ているわけですが、そのへんの答弁と今回の答弁とすれば整合性というのがちょっと懸けるのかなというのがあります。我々にしても、ちょっと市民の皆さん方からは、第二笹屋さんが、一応事業を閉鎖された時点でちょうどシーボルトの湯の前でもあるから、シーボルトの湯の駐車場として購入したらどうかというそういう市民の強い意見もありまして、それがそういう公式な場での市の購入への提案となったと思う訳ですが、まあこれが3月の定例会でありますのでそのへんがなんというのですか、私としては、180度転換した市長の政策ではないかなと思っておりますので、そのへん市長にお尋ねしたいと思っておりますが。

○議長(太田重喜君)

答弁を求めます。市長。

○市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。いろんな今回の事に限らずですね、いろんな物件等について議会で御質問等いただく場合があるわけですが、やはりまず個人の所有者たる物件でございますので、わたくしどもが使用方法についてどうこういう立場でないという事が大原則でございます。また、そういう状況の把握をしながらもですね、私どもは私どもとしての考えもあるわけでございますので、タイミングによってはですね発言をさせていただくという事で、私としては判断をしてきた所でございます、とにかく議会でご答弁をさせていただくことになりまして、個人の所有物件についてですね、いろいろこうご発言をさせていただくことについては、相当慎重にやっていただければいけないというのが原則だろうという風に思っている所です。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

副島議員

○10番(副島孝裕君)

それでですね。一応、旧第二笹屋さんが事業を閉鎖された時点でそういう市に対してお話しがなかったのかですよ、それからその後いろいろあそこも事情があらわれて推移があったわけですが、その間市に対して購入の要請が無かったのか。

○市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。私が把握している範囲でお答えを申し上げますと、担当から報告を受けておりまして、それでいきますと第二笹屋さんがお持ちの時にですね、市に対してどうこうというのは、一切ございませんでした。

休憩いいですか。

○議長(太田重喜君)

暫時休憩致します。

○議長(太田重喜君)

再開します。他にございませんか。梶原議員。

○8番(梶原睦也君)

まず、今回駐車場として購入されたというのは賛成なんですけど、これが実際正式な駐車

場として稼働するのは、いつぐらいという点と、後この駐車場の目的としてシーボルトの湯の集客増という部分がありますけれども、シーボルトの集客増が実際どの程度見込まれるのかというその試算はされているのか、この点についてお尋ねします。

○議長(太田重喜君)

観光商工課長。

○観光商工課長(三根清和君)

はい。お答えいたします。まず正式な駐車場としてですねいつからという事でちょっと今の所まだ解りません。橋の工事とかがありまして、当分車両等で混雑するんじゃないかと思えますし、また整備をしてまたそのうえで工事の車両が通ったらし直しという事がありますので、工事が済んでからという事になると思えます。それと、見込みでございますけど、特に冬場でございますけど、歩く距離が長いとお客さん少なくなります。まあ早速いろんな媒体を使ってシーボルトのが近くなりましたよという広報はやって行きたいと思えますけれども、去年並みには増えてもらいたいと思っております。

○議長(太田重喜君)

梶原議員。

○8番(梶原睦也君)

去年並みというのは何%増ぐらいという形でしょうか。

○議長(太田重喜君)

観光商工課長。

○観光商工課長(三根清和君)

2割アップでございます。以上です。

(「はい。いいです。」と呼ぶ者あり。)

○議長(太田重喜君)

はい。神近議員。

○13番(神近勝彦君)

まあ中身についてはおおむね了解する訳なんですけど、今回は仮設という事で、駐車場の砂利散布という事は理解できるんですけど、御存じのように今市道の分ですね、第二笹屋さんの所の玄関をちょっと利用した形で離合とか何とか現在あっているわけですよ。先ほど言われた内容で行きますと、嬉野橋の工事用車両の駐車場としても利用したいという事になるとですよ、かなりあの付近の三叉路はですね車両的に混雑するのではないかと思います。そうなったときにですよ。もとの第二笹屋さん玄関前の市道の拡張を仮設でもしないとですねかなり厳しいのではないかなという気がしてなりませんし、交通事故等、特に右折をする時がですよかなり見通しが悪い状況ですので、車両の物損事故等も頻発するんじゃないかなという事で危惧するわけですよ。今回の臨時議会での予算計上というのはいたしかたないと思うんですけど、早急にですね、私は一時的な応急措置でも良いから市道の拡張をしなければいけないと思うんですけども、」ここらあたりについてはどうですか？

○議長(太田重喜君)

建設新幹線課長。

○建設新幹線課長(中尾君)

お答えを致します。現在あの現実的に考えますと、セットバックをしてありますよね。あそこの辺りまではですね利用をしなければそういった状況に陥るだろうと考えております。以上です。

○議長(太田重喜君)

はい。神近議員。

○13番(神近勝彦君)

わかるんですよ。でも、今の状況で行くと一般の方をですよ結局セットバックしてあると言っても、そこが同時期とか何とかという認識は多分なかなかお持ちにならない状況もあると思うんですよ。インターロッキングのあの完全にほら敷地の部分と市道の部分とで完全に別れているようになっているじゃないですか。地元の人なんかやあなた達の知っている人達はですよ、もっとも玄関口も使ってもよかと言う事で入り込む人もおるかも解らんばってん。逆にそこら辺知らない人、市内の中でも、外部から来た人でもですよ、そっち側まで入り込まなくて、離合した場合かなりきついと思うんですよ。ですからその辺りはちゃんと解るように、今の現状を利用しながらというのは解りますので、その辺りをもっとわかり易く、あるいは利用しやすいようにしとかんと、事故等があった場合は困るんじゃないかなと言う気がするんですよ。まあ、出入口に関しては工事用車両とか駐車場の入り口に二つに分ければ、今後問題ないんでしょうけれども、あそこの三叉路がかなり見通しが悪いという状況ばかりあえず改善せんことには、かなり厳しいんじゃないかなと。あれ、入口のところは駐車場、玄関口の部分があるばってん、その先に行った場合、花月さんの前の方に行った所はまた狭くなつとるじゃなかですか。もとのあの第二笹屋さんの駐車場のあった所、奥内のですよね。あの辺りも、若干あと1メートルでも1メートル50センチメートルぐらいでも広くなしてやらんとですよ、かなりあのえすかごたつと、あーいう風な状況では走りにくいですよ、見通しは良くなった割には。ですから仮設でも良いけんがあの辺りの状況を改善せんことには、今後支障が出るんじゃないかなと聞いているわけなんです。先ほど梶原議員さんが、あのタイムスケジュールの事で聞かれましたけれども、嬉野橋はあくまでも雨季前には完成させるという事でお答えをいただいと、となれば6月中までには、あのあそこは工事用車両関係が動くという事で、早ければ7月以降が本格的な駐車場としての整備がなされるものと言う風に理解をするわけですよ。そうなれば、と言う事は半年間はそういうような状況ですので、事故が起きないような待遇というものが必要じゃないかなと言う事で質問しているわけですが。

○議長(太田重喜君)

建設新幹線課長。

○建設新幹線課長(中尾君)

お答えをいたします。先ほど、インターロッキングの話をしましたけれども後は幅的ですね、あそこを利用しなければいけないだろうという事で話をしたわけです。後、仮設うんぬんという話は予算残と申しましょうか、かき集めてもですねできればやりたいという風に思います。以上です。

○議長(太田重喜君)

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第 87 号の質疑を終わります。

これで、提出議案全部の議案の質疑を終わります。

日程第 5、討論・採決を行います。

議案第 86 号 嬉野市営駐車場条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第 86 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第 86 号 嬉野市営駐車場条例の一部改正については可決されました。

次に議案第 87 号平成 23 年度嬉野市一般会計補正予算(第 5 号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第 87 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第 87 号平成 23 年度嬉野市一般会計補正予算(第 5 号)については可決されました。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑・討論・採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 3 回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。

午前10時57分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員